

船主企第6号
平成23年2月25日

国土交通省
海事局長 井手 憲文 殿

(社)日本船主協会
会長 宮原 耕治

水先料金に係る上限認可額の改定について

今般、貴省より示された上限認可額改定に関する資料については、算出された水先人の報酬、およびその前提となるコスト構造について、情報開示が甚だ不十分であります。

また、比較対象としている外航船長報酬については、現在の実態とは著しくかけ離れた高額なものとなっております。因みに、外航大手3社においても現在の実勢数値は、約1,600万円程度です。更に言えば、そもそも上限認可額の算定に当たって、現役の外航船長報酬と比較すること自体、妥当性に疑問を持ちます。

このため、貴省の方針の前提となるこれらのデータの妥当性については、到底納得できるものではなく、これを以て貴案を受け入れることは不可能と言わざるを得ません。

外航海運業を取り巻く環境は、円高や市況の低迷など、非常に厳しいものがあり、各社とも、あらゆるコストの削減に取り組んでいるところです。かかる状況下、指名制トライアル事業による割引料金が一部に導入されたとはいえ、依然としてほとんどが上限認可額に張り付き非常に高額である水先料金は、指名制の深度化を通じて更なる引き下げが必須であると認識しております。

もとより、指名制の本格運用による適切な市場環境の一層の整備は、関係者の共通の課題であり、この実現のためには、引き続き貴省の適切な指導が不可欠であります。

つきましては、今回の上限認可額の据え置きに関しまして、以下について貴省の明確なる回答を早急にいただきますようお願いいたします。

- ① 上限認可額は3年後に見直すこと
- ② 外航船長報酬については、船社の実態とのすり合わせを早急に行い適正化すること
- ③ 指名制の深度化に当局として指導力を発揮すること
- ④ 三級水先人の定着に向けて適切な措置を講じること

さらに、水先人の収支については、水先人会連合会に詳細なデータの開示を要求しますが、貴省においても、公共料金としての性格の強い同料金に鑑み、最大限の開示をお願いいたします。

以上